

西興部村障がい者活躍推進計画

機 関 名	西興部村
任命権者	西興部村長
計画期間	令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）
西興部村における障がい者雇用に関する課題	<p>西興部村においては、平成30年において障害者任免状況通報の対象となつて以降、現在まで、障害者の法定雇用率は未達成である。</p> <p>そのため、障がい者専門求人を出すなど積極的に雇用を進めている。</p> <p>今後も法定雇用率の達成を目指すとともに、障がい者雇用に向けさらなる体制整備や各種取組を行う必要がある。</p>
目 標	
1. 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>各 年 度：当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする</p> <p>参 考：令和元年6月1日時点の実雇用率 0.00%</p> <p>評価方法：毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
2. 定着に関する目標	<p>なし</p> <p>* 今後、障がい者である職員の定着状況データを収集</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する ○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、可能な限り早急に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業相談員資格認定講習を受講させる
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合には、職務の選定及び創出について検討する
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際に障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、必要な措置を検討する ○募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する ・自力での通勤といった条件を設定する ・特定の就労機関からのみ受け入れをすること ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場の推進を図るため、適切な支援、配慮に務めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行う